

広域道路基礎調査業務委託（総交政補） 質問及び回答一覧

No.	質問	回答
1	様式第6号「参加資格審査資料」5. 保有技術者数に記載する人数は、当社の①技術士(道路)および②RCCM(道路)の①+②の総人数を記載するのか、または①と②の個別の人数を記載するかをご教示頂けますか。	総人数をご記入ください。
2	様式第6号「参加資格審査資料」6. 配置技術者の資格について、資格証明書等の写しを資料として提出致しますが、同種および類似業務の実績証明として「TECRISの「登録内容確認書」等」を提出すればよろしいでしょうか。	様式第8号「⑤同種又は類似業務経歴」にTECRIS登録番号の記載欄を設けているため、実績証明の提出は不要です。
3	業務内容の「オ 説明資料等の作成」において国や関係機関との協議とありますが、当該協議に受注者の出席は想定されておりますでしょうか。	受注者の同席を想定しております。
4	業務内容に業務に関する打合せの記載がありませんが、本業務では何回の打合せを想定されておりますでしょうか。	打合せ回数は以下のとおり5回を想定しております。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務着手時 ・中間打合せ（3回） ・報告書とりまとめ時
5	・ヒアリングについて 企画提案書の内容を変えずに編集したプレゼンテーション用資料（パワーポイント）を作成し、パソコンを持参してご説明することは可能ですか？	プレゼンテーション用資料は作成せず、技術提案書で説明をお願いいたします。
6	・様式第11号 特定テーマに対する技術提案 特定テーマに対する技術提案の作成において、「本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めない」と規定されていますが、自社で作成したポンチ絵レベルのベースマップに、本路線の概略ルートや整備効果の対象物等を落とした図式化も「詳細図面」として禁止の対象となりますでしょうか。	説明書第10「3 技術提案書の内容に関する留意事項」に記載したとおり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ありませんが、本件のために作成したCGや詳細図面等を用いることは認めないこととしております。

7	<p>・別紙 4 業務内容</p> <p>「国や関係機関との協議、および地域への説明に資する資料を作成する」とありますが、協議や説明会の時期や実施回数の予定はありますか。</p> <p>また、いつ頃に、何回実施するのかご教示ください。</p>	<p>時期は未定ですが、業務委託期間内に、国等との協議（勉強会）を1～2回実施すること想定しております。</p>
8	<p>質問③：配置予定担当技術者要件</p> <p>担当技術者は最大3名まで配置可能ですが、配置予定全員が資格・実績・手持ちを満足する必要があるのでしょうか。</p> <p>3名まで配置可能ですので、例：技術者A（実績持ち）、技術者B（資格持ち）、技術者C（手持ち満足）という体制でも評価点を満足するという評価方法になるのでしょうか。</p>	<p>担当技術者が複数の場合、配置予定の全員が資格・実績・手持ちを満足する必要はありませんが、最高点となる1名で評価いたします。</p> <p>そのため、例：技術者A（実績持ち）、技術者B（資格持ち）、技術者C（手持ち満足）という体制の場合は、最高点となる技術者A（実績持ち）1名で評価いたします。</p>